

小松市民病院 手術室清掃及び手術器材の洗浄滅菌管理業務仕様書

1. 業務名

小松市民病院 手術室清掃及び手術器材の洗浄滅菌管理業務

2. 業務場所

石川県小松市向本折町ホ 60 番地

国民健康保険小松市民病院

中央手術室及び中央材料室

3. 業務目的

患者が安心して快適な医療を受けられるように、清潔かつ安全で安定した手術室の環境確保を目的とし、本業務が間接的に医療の一環を担っている重要な業務である事を認識し、医学的根拠等に基づいたシステムを用いて業務を遂行するものとする。

4. 業務期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

ただし、土曜日、日曜日、祝日、本院が定めた休診日は除く。

5. 基本実施事項

- (1) 業務内容は、別紙 1 のとおり
- (2) 受注者は、責任者 1 名を定め作業に従事する作業員の指揮監督するものとする。
責任者は心身強健で、積極的意欲を持った職員で、清掃技術、洗浄・滅菌技術、院内感染防止に関する知識、クリーンエリア衛生管理知識を有するものとする。

6. 作業時間等

- (1) 作業員は常駐とし、作業時間は 10 時から 19 時までとする。
 - ・作業員① 10 時～19 時（休憩時間 1 時間）
 - ・作業員② 15 時～19 時
- (2) 洗浄から滅菌までの一連の作業（手術 1 件分）の最終受付は 15 時 45 分とする。
- (3) 洗浄からすすぎまでの一連の作業（手術 1 件分）の最終受付は 18 時とする。
 - ・ 17 時までは中央材料室の作業員が滅菌を行うものとする。
 - ・最終受付終了後の手術器材及び術後清掃は手術室看護師が作業するものとする。
- (4) 術後清掃（手術 1 件分）の最終受付は 18 時 10 分とする。

7. 手術器材の洗浄滅菌

- (1) 手術器材の特性を理解し、十分な知識を有するものが、適正に作業を行うものとする。
- (2) 使用済み手術器材（器材カウント後）の整理・仕分けを行うものとする。

- (3) 各種セットの組立および単品器材の包装を行うものとする。
- (4) 物品素材ごとの適切な洗浄・滅菌を実施するものとする。
 - ・金属物、ガラス、プラスチック、ゴム等における洗浄・滅菌方法の選択と実施を行うものとする。

8. 使用材料及び経費負担

- (1) 清掃に使用する器具及び材料は全て品質良好な規格品とする。
- (2) 洗浄・消毒剤は病院の指定する薬剤を使用するものとする。
- (3) 次に掲げる物については本院の負担とし、それ以外の器具材料は受注者の負担とする。
 - ・ゴミ袋、サージカルマスク、ディスポ手袋、フェイスシールド、ディスポガウン、消毒用シート（ルビスタ）、消毒剤（ルビスタ）
 - ・清掃業務、洗浄滅菌業務にかかる光熱費

9. 作業報告

- (1) 作業員は、その日に行った作業内容を手術部衛生管理業務報告書（任意）に記入し、手術室看護師長等に提出するものとする。
- (2) 作業員は、17時以降に洗浄依頼を受けた器材について、業務終了時に保管場所ならびに状態を手術器材送り書（任意）に記入し、手術室受付カウンターへ提出するものとする。
- (3) 月例合同見直し会議を毎月行い、病院側関係スタッフと受託者の両名によって、各作業・業務に関する確認、課題の共有、達成目標について協議を行うものとする。

10. 従業員の研修

病院の特殊性を十分理解し、契約履行が始まる前に、必要な清掃・洗浄滅菌技術、院内感染防止の知識及び接遇マナー等について、研修を行うものとする。

11. 資格者の定期訪問

安全且つ品質の高い医療を提供するために不可欠な業務であるため、第1種滅菌技師（日本医療機器学会認定）または、院内滅菌消毒業受託責任者（日本滅菌業協会認定）が、定期訪問（2カ月に1回程度）を行い、洗浄・滅菌に関する品質の確認をし、品質の向上を図り、訪問内容の記録を年6回以上提出すること。

※契約開始前に上記資格訪問者の資格について、認定書の写しを提出すること。

なお、「業務日報」または「定期打ち合わせ記録」を用いて、訪問内容の記録を作成し提出すること。

12. 実績

安全且つ品質の高い医療を提供するために不可欠な業務であるため、令和元年4月1日から令和5年12月31日の間に、病床が300床以上の医療機関において、同様の業務を3年以上行っている実績を有していること。

13. その他

- (1) 受注者は、本院が保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じることとする。
- (2) 受注者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。
また、職を退いた以降においても同様とする。
- (3) 受注者は、業務従事者に手術部施設の特異性を十分に理解させ、業務に必要な技術、知識（標準予防対策、経路別感染予防対策、リスク対策）及び接遇マナー等の研修を行い、礼儀正しく他人に不快感を与えないよう指導するものとする。
- (4) 作業中は事故防止について十分注意を払い、業務従事者が故意又は重大な過失により本院の備品・施設等に損害を与えたときは、速やかに看護師長等に報告するとともに、受注者の責任において現状を回復しなければならない。
- (5) 受注者は、業務従事者に所属部署・氏名が記載された本院で統一された名札を付けるものとする。
- (6) 受注者は、業務従事者に対し礼儀正しく患者様や職員に不快感を与えることのないよう風紀衛生に留意のうえ、雑談を避けるよう指導することとする。
- (7) 業務従事者の休憩場所は、本院が指定した場所とする。
- (8) 契約開始時の作業員名簿
契約開始前（令和6年3月下旬）までに作業員名簿を提出すること。
名簿には氏名・住所・資格・業務経験（経験年数）を記載すること
- (9) 災害発生時、迅速かつ円滑に医療を行うために、受注者は当院の協力要請に協力すること。
- (10) 院内で従事する業務従事者は、HBV抗体検査・小児ウイルス4疾患の抗体検査を実施し、抗体検査結果を提出すること。なお、以前に抗体検査を実施し、結果（数値）及びワクチン接種歴がある場合は、それを提出すること。
- (11) この仕様書に疑義が生じた場合、あるいは定めのない事項についてはその都度発注者と協議のうえ決定するものとする。